

独立行政法人及び地方独立行政法人の現状調査分析

平成 17 年 3 月 22 日

日本公認会計士協会近畿会

会 長 西 田 隆 行

同 社会公会計委員会

委員長 西 野 裕 久

(担当小委員長 金 志 煥)

はじめに

独立行政法人制度は行政改革の一環として、平成 13 年 4 月にスタートしてから既に 4 年目に入っており、現在では次期中期目標・中期計画の策定に向けて各法人のあり方や業務の見直しが検討されています。

そこでは、独立行政法人制度の趣旨である業務の自主性、公共性、透明性の確保が制度上担保されていますが、実際の運用においてはどのように実践され、評価されているかを検証する作業も始まっています。

本稿は、このような認識のもと、独立行政法人の最新状況を把握するとともに、独立行政法人の実務上の観点から、その実効性が上がっているかどうかについて、そのメリット・デメリットや独立行政法人制度の活用状況を引き出し、留意すべき課題を明らかにするものです。

一方、地方独立行政法人制度も行政改革の一環として平成 16 年 4 月にスタートしましたが、独立行政法人と異なり地方の特性に配慮した制度設計になっているため、設立団体としての地方自治体の法人化に向けた取組み状況も一様ではありません。

このような状況の中で、設立団体としての地方自治体が、地方独立行政法人制度をどのように捉え、それを活用して行こうとしているのかに関心が寄せられています。

本稿は、このような認識のもと、近畿圏内の地方自治体の地方独立行政法人制度への取組みの最新状況を把握するとともに、地方の特性に配慮した制度設計を行っていくうえで、地方独立行政法人制度に関して留意すべき課題を明らかにするものです。

目 次

第一章 アンケート調査の概要	1
1. アンケート調査の概要.....	1
第二章 独立行政法人の制度運用における現状分析	3
1. 独立行政法人制度のねらい.....	3
2. アンケート回収状況.....	3
3. 分析結果の要約.....	4
4. 調査項目のアンケート項目別分析.....	4
5. 独立行政法人制度に関する提言.....	8
第三章 地方独立行政法人における地方自治体の検討状況に関する現状分析について	10
1. 水道事業・交通事業.....	10
(1) 分析の前提.....	10
(2) 分析結果の要約.....	10
(3) 調査結果のアンケート項目別分析.....	11
(4) 地方独立行政法人化の課題と提言.....	15
2. 公立大学.....	17
(1) 分析の前提.....	17
(2) 分析結果の要約.....	18
(3) 調査結果のアンケート項目別分析.....	18
(4) 地方独立行政法人化の課題と提言.....	22
3. 公立病院、病院所管課.....	24
(1) 分析の前提.....	24
(2) 分析結果の要約.....	24
(3) 調査結果のアンケート項目別分析.....	25
(4) 地方独立行政法人化の課題と提言.....	29
第四章 独立行政法人の制度運用及び地方独立行政法人化の課題と提言	30
(1) 独立行政法人制度の運用状況から見えるもの.....	30
(2) 地方独立行政法人化に向けた取組み状況から見えるもの.....	30
(3) 今後の課題と提言.....	30
参考資料	32
1. アンケート資料.....	32

(1) 独立行政法人.....	32
(2) 地方独立行政法人.....	38
2 . アンケート結果.....	42
(1) 独立行政法人.....	42
(2) 水道事業・交通事業.....	47
(3) 公立大学.....	50
(4) 公立病院、病院所管課.....	53

第一章 アンケート調査の概要

1. アンケート調査の概要

今回のアンケート調査は、日本公認会計士協会 近畿会 社会公会計委員会（独立行政法人小委員会）が研究活動の一環として、平成13年度から施行されている独立行政法人の現状分析、及び平成16年度から施行される地方独立行政法人について地方自治体の取組み状況を調査分析するものである。

すなわち、独立行政法人においては、平成15年4月1日までに設立された独立行政法人の制度運用について現状分析し、制度の趣旨と実際の運用における課題を明らかにするとともに、課題に対する提言を行うことを意図したものである。

地方独立行政法人においては、近畿圏内の府・県及び市に対して設置者である地方自治体の地方独立行政法人についての検討状況を調査分析し、その取組み状況から地方独立行政法人化についての課題を明らかにするとともに、課題に対する提言を行うことを意図したものである。

アンケート調査の概要は、下記のとおりである。

【独立行政法人】

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 調査時期： | 平成16年3月～4月 |
| (2) 調査対象： | 平成15年4月1日までに設立された独立行政法人62
法人 |
| (3) 有効回答数： | 22法人 |
| (4) 回収率： | 35.5% |

【地方独立行政法人】

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 調査時期： | 平成16年3月～4月 |
| (2) 調査対象： | |
| 水道局・交通局： | 近畿圏101団体（2府4県95市） |
| 公立大学： | 近畿圏9団体（2府4県3市） |
| 公立病院・病院所管課： | 近畿圏64団体（2府5県57市） |
| （内訳） | |
| 市立病院： | 近畿圏50団体（50市） |
| 病院所管課： | 近畿圏14団体（2府5県7市） |

(3) 有効回答数 :

水道局・交通局 : 近畿圏 4 1 団体 (1 府 1 県 3 9 市)

公立大学 : 近畿圏 6 団体 (2 府 3 県 1 市)

公立病院・病院所管課 : 近畿圏 2 1 団体 (1 府 1 県 1 9 市)

市立病院 : 近畿圏 1 8 団体 (1 8 市)

病院所管課 : 近畿圏 3 団体 (1 府 1 県 1 市)

(4) 回収率 :

水道局・交通局 : 4 0 . 6 %

公立大学 : 6 6 . 7 %

公立病院・病院所管課 : 3 2 . 8 %

(内訳)

市立病院 : 3 6 . 0 %

病院所管課 : 2 1 . 4 %

(注)上記 水道局・交通局のうち、水道局には水道事業所、企画部など名称が水道局でないものもあるが、ここでは総称して水道局と称している。

今回のアンケート調査の内容は、独立行政法人においては、主に制度運用の趣旨と実態について法人の現状を問うものであり、地方独立行政法人においては、主に地方独立行政法人化について地方自治体の取組みの現状を問うものである。

なお、具体的なアンケート調査内容については、巻末参考資料のアンケートの文面を参照のこと。

第二章 独立行政法人の制度運用における現状分析

1. 独立行政法人制度のねらい

独立行政法人制度は、これまで国が行ってきた政策の企画・立案機能と実施機能を分離し、実施機能のうち一定の公共的な事務事業であって、必ずしも国が直接実施しなくてもよいと考えられるものについて、独立の法人格を有する独立行政法人を設立して行わせるものである。

独立行政法人が自ら責任をもって効率的かつ効果的に事業を実施することを可能とするためには、独立行政法人の自律的かつ弾力的な運営を確保することが必要である。

このように国の機関であった時と比較して柔軟な運営を可能とする一方、事業の成果については、客観的な事後評価を実施し必要に応じて事業の見直しを実施する制度となっている。つまり、予算や定員管理等による事前統制の仕組みから、事業実施の成果を問う事後統制の仕組みに変化している。

独立行政法人制度のねらいは、大きく次の4点からなっている。

- 弾力性のある財務運営
- 機動的かつ弾力的な組織及び人事管理
- 評価制度の導入
- 透明性の確保

今回のアンケートは、独立行政法人の制度設計の趣旨が、実際にどの程度達成されているかを検証する目的で、独立行政法人の意識調査を行ったものである。

本稿は上記のアンケート結果から判明した、独立行政法人制度の理想と現実についてのギャップを明らかにすることを目的にしている。

2. アンケート回収状況

(1) アンケート発送対象

平成13年4月から平成15年4月までに独立行政法人化した62法人を対象にアンケートを実施した。

(2) アンケート回収状況

アンケートを発送した62法人のうち、22法人からアンケートを回収した。(回収率35.5%)

なお、アンケート調査の概要に記載している有効回答数について、各質問の中には複数回答を認めている質問もあり、各質問に対する回答総数は回答団体数と必ずしも一致していない。

すなわち、回答の割合については回答団体数を母数として計算しているため、回答割合の合計は100%となっていない。また、各質問について「その他」と回答しているものであっても、記述内容から判断して他の選択肢に対する回答とみなして集計した。

3．分析結果の要約

今回のアンケート結果からは、独立行政法人制度については、概ね制度が目指したものが達成できていると判断される。

しかし法人の経営努力認定については法人サイドからは不満が述べられており、また法人・個人にとってインセンティブが働く制度導入については不十分であるという回答がみられた。

また評価に関する時間や労力の負担が大きく、移行に伴うコストも相当金額であることが明確になった。

4．調査項目のアンケート項目別分析

独立行政法人の移行年度について（No.1）

独立行政法人に移行されたのはいつですか。

この質問は、今回のアンケートに回答いただいた独立行政法人が、法人化後どの程度の期間の経験に基づき回答されたかを把握する為のものである。アンケート回答時点において法人化後3年を経過している法人が大部分を占めていることがわかる。

法人化移行年度	平成 13 年 4 月	平成 14 年 4 月	平成 15 年 4 月	計
回答団体数	19	2	1	22

独立行政法人化における変化について（No.2）

独立行政法人化で変化した良い点（プラスと感じた点）は何でしょうか。

独立行政法人化で変化した悪い点（マイナスと感じた点）は何でしょうか。

（いずれも複数回答可）

この質問は、前述の4つのねらいに照らして、独立行政法人制度の趣旨が達成されているかどうかについて、総合的に問いかけたものである。

結果としては、「弾力性のある財務運営」や「弾力的な組織及び人事管理」については、制度が目指しているねらいを達成できていると判断できる。ただし、「弾力性のある財務運営」のうち、剰余金を中期計画の用途範囲内で法人において自由に利用するための条件である「利益の経営努力認定」については、法人が期待していた水準と比較して主務大臣の認定を受けることが困難である点が挙げられている。

また、透明性を高めるためのひとつのツールである新しい会計制度については、その対応のための事務負担が重いという課題が挙げられている。

独立行政法人化のメリット・デメリットについて（No.3）

独立行政法人化によるメリットとデメリットのどちらが大きいのと思われますか。

この質問は、独立行政法人化のメリットとデメリットはトータル的に判断してどちらが大きいかについて問うたものである。

その結果、「メリットが大きい」は回答率36.4%、「デメリットが大きい」は回答率13.6%、「どちらともいえない」は回答率40.9%となっており、独立行政法人化についてはメリットを感じるほうが多いと判断してよいと思われる。ただし、どちらともいえないという回答が最も多いことから、結論を出すにはもう少し時間をかけて様子を見る必要があるともいえる。

独立行政法人化のメリット・デメリット(個別)(No.4及びNo.5)

独立行政法人化のメリットをひとつあげるとしたら何でしょうか。

独立行政法人化のデメリットをひとつあげるとしたら何でしょうか。

この質問は、独立行政法人において、どのような点にメリット・デメリットを感じるかについて問うたものである。

その結果、まずメリットをあげた回答総数は9、デメリットをあげた回答総数は5となった。メリットとしてあげられた項目では、「予算執行が弾力的になる」という回答が一番多く、「法人の自主性が高まる」「業務の効率性の向上」「コスト意識の向上」がそれに続いている。逆に、デメリットとしてあげられた項目では、「新たな業務による事務負担の増加」が一番多かった。

独立行政法人制度の趣旨について(No.6)

独立行政法人の趣旨として最もイメージできるものを一つ選んでください。

この質問は、独立行政法人の趣旨として一般的にあげられている項目のうち、各法人にとって最も当てはまるものについて問うたものである。

結果としては、回答は全ての項目にばらついており、制度の趣旨については法人ごとに捉え方が異なっていることがわかる。ちなみに、他の選択肢と若干の差に過ぎないが、独立行政法人化の趣旨を「説明責任の充実」「行財政改革の一環」と捉えた回答が最も多かった。

独立行政法人制度の活用について(No.7)

独立行政法人制度の趣旨が実際に生かされていると思いますか。

この質問は、独立行政法人制度の趣旨が各法人において実際に生かされているかどうかを問うたものである。

結果としては、「概ね生かされている」という回答が回答率50%と最も多く、独立行政法人制度の目指したところは概ね実現されていると判断してよいと思われる。ただし、「十分生かされている」という回答は全くなく、「あまり生かさせていない」が回答率27.3%、「全く生かされていない」という回答も少数ながらあることから、制度の趣旨と現実が乖離している場合もあるということもいえる。

制度の趣旨の生かし方（No.8）

独立行政法人の趣旨はどのようにすれば生かされますか。（複数回答可）

この質問は前の問いを受けて、制度の趣旨を生かすためにどうすべきかを問うたものである。

結果としては、「監督官庁からの規制を減らす」が多く挙げられている。ここからは、法人化後も引き続き監督官庁からの規制が残っており、法人化によって自主性が高まるという趣旨がまだ十分達成されていない点において、法人において不満があるものと推測できる。

また「法人や個人にインセンティブが働く仕組みを導入する」ことも多く挙げられている。このことから、法人にとっては経営努力認定が期待した程度は行われていないこと、個人にとっては成果主義的な給与制度等がなかなか導入されていないことが推測される。

特にインセンティブが働く人事給与制度の導入を行っている法人は非常に少ないものと思われる。独立行政法人制度上は、こうした仕組みを導入できるように制度設計がなされているが、法人化すれば自動的に導入できるわけではなく、実際に導入するためには、役職員の意識改革や具体的な人事評価制度及び人事給与制度の構築等といった、意識と仕組みの改革が必要であり、法人化後まだこうしたことが充分に行われていないものと推測される。

独立行政法人における会計士の役割について（No.9）

独立行政法人における公認会計士の役割に何を期待しますか。（複数回答可）

この質問は、法人化により既に公認会計士と何らかの接点があり、公認会計士に対して一定の理解を有していることを前提に問うた質問である。

結果としては、財務会計制度の指導が圧倒的に多く（回答率90.9%）、事務職員の能力向上支援、厳正かつ適正な会計監査がこれに続いている。

つまり、独立行政法人化に伴い、新たな会計制度に対応することが大きな課題となり、この支援を公認会計士に期待している法人が圧倒的に多いことがわかる。

これに対し、会計監査人の本来業務である「適正な会計監査」や「不正の発見」については、期待は小さくないものの、「会計制度の指導」がこれを大きく上回っている状況にある。なお、「監事への就任」については、期待しているという回答はほとんどなかった。

法人化後まだ3年程度しか経過していないことから、公認会計士に対する期待が「会計制度の指導」に集中することは充分理解できるが、公認会計士としては、今後「適正な会計監査」に期待の比重が置かれるように、さらにアピールする必要があるように感じられる。

独法化の際に発生する費用について（No.10）

独立行政法人化の際に新たに発生する費用にはどのようなものがありますか。

（複数回答可）

この質問は、法人化移行に伴い発生する費用、いわゆる「イニシャルコスト」について、その発生要素を問うたものである。

結果は、「財務会計システム導入費用」（回答率95.5%）、「出資財産の権利確定及び鑑定費用」（回答率81.8%）、「法人化支援委託費用」（回答率59.1%）の順となっており、いずれの項目も多くの法人で共通して発生していることが伺える。

独法化費用総額について（No.11）

独立行政法人化までに要する費用総額はどのくらいかかりましたか。

この質問は前の質問を受けて、独立行政法人移行にあたって要する費用総額について問うたものである。

結果は、5000万円以上が圧倒的に多く（回答率59.1%）さらに具体的な金額を回答いただいた法人のなかには、2億円強というものもあった。これらのことから法人化に要する費用が法人にとってかなりの負担であるといえる。

法人化後新たに発生する費用について（No.12）

独立行政法人化後に新たに発生する費用のうち上位2つを選んでください。

この質問は、法人化により発生するランニングコストのうち、金額的に大きい発生要素を問うたものである。

結果としては、「財務会計システム運用費用」（回答率95.5%）、「会計監査人費用」（回答率68.2%）が多く回答された。移行費用同様、財務会計システムに関して相当額の費用が法人化によって新たに発生していることがわかる。また会計監査人費用も新たに発生するランニングコストの中で金額的な重要性があることもわかる。

「その他」への記載としては、「損害保険料」「振込手数料」「会計コンサル料」等があげられており、中には「業績評価対応に係る職員人件費が最大だが金額換算不能」という回答もあった。

法人化後の追加発生費用（1年間あたり）（No.13）

独立行政法人化後に新たに発生する年間費用はどのくらいかかりましたか。

この質問は、法人化により新たに発生するランニングコストについて問うたものであるが、年間あたり5000万円以上が最も多い（回答率45.5%）。このことから、法人移行時の費用だけでなく、法人化によって追加的に発生する毎年のランニングコストも法人にとってかなりの負担であるといえる。

会計監査費用について（No.14）

問13のうち会計監査人費用は、どのくらいかかりましたか。

この問いは、法人化後に発生するランニングコストのうち、会計監査人費用について問うたものであるが、300万円以上500万円未満（回答率31.8%）が一番多かった。しかし1000万円以上と答えた団体も18.2%あり、会計監査費用については、法人によってばらつきがあると判断される。

現在の課題（No.15）

この質問は、現在感じられている課題について各法人に自由に記載してもらった。回答数は3件と少なかったが、その内容は多くの法人に共通するものであると思われる。

- ・ 評価制度への不満
評価制度が「単年度評価」「定量評価重視」の傾向にあることに対する不安が述べられているものがある。また、評価に要する時間と労力が非常に負担となっていることに対する不満もあった。
- ・ 国の関与
所管省・総務省・財務省・会計検査院等の省庁の関与が、法人化前と変わらず法人化の目的に対する疑問が述べられている。またそうした関与のために、財務運営において実質的には弾力運用ができないという不満もあった。
- ・ 会計基準への疑問
営利を追求しない組織への独法会計適用の意味に対する疑問や運営費交付金の収益化において成果進行型の導入が求められることに対する不満が述べられている。

5. 独立行政法人制度に関する提言

今回のアンケート結果からは、独立行政法人制度については、概ね制度が目指したものが達成できていると判断される。この点は、評価されるべきであると考えられる。

しかし既に述べたとおり、経営努力認定への不満やインセンティブが働く制度導入については不十分であるという回答が寄せられるなど、結果評価が反映される仕組みについては、改善の余地があると思われる。評価手法や評価基準に関する情報の共有化や高度化によって独立行政法人制度はさらによりよいものになることが期待される。

また評価に関する時間や労力の負担が大きく、「評価疲れ」といわれている現象が裏付けられている。この点についても効率的な評価手法を検討する必要がある。

特に個人に対するインセンティブを与える仕組みにおいて制度の趣旨が十分に達成されていないと思われる部分があるが、その理由は独立行政法人制度では弾力的な人事管理を可能とする枠組みは与えられているが、必ずしも強制さ

れていないものであり、多くの法人では、法人化前の人事制度が引き継がれている場合が多いようである。それを実際に活用するためには役職員の意識改革が前提になるであろう。我々公認会計士も、役員への働きかけや民間企業における事例の提供等により、制度趣旨を現在以上に生かすための役割を担うべきであろう。

第三章 地方独立行政法人における地方自治体の検討状況に関する現状分析について

1. 水道事業・交通事業

(1) 分析の前提

水道事業・交通（軌道・自動車運送・鉄道）事業は、いずれも地方公営企業が全部適用される事業である。地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、経常赤字の続く交通事業と、独立採算を前提としているとはいえ、多くの施設が更新時期を迎えつつある水道事業は、いずれも経営改善が急務となっているところである。これらの地方公営企業がさまざまな経営改善策を検討する中で、抜本的な運営管理形態の変更を考える際に民営化以外の新しい選択肢の一つとして地方独立行政法人の制度がある。

今回の地方自治体に対するアンケートは、設置者としての地方自治体が水道事業や交通事業の法人化について、どのような意識を持って取り組もうとしているのか、また法人化する際にどのような課題を認識しているかについて、その現状分析を行うことにより、課題に対する提言を行うことを一つの目的として実施されたものである。

本稿では、上記のアンケート結果から、地方自治体の地方独立行政法人化の検討状況に関する現状分析を行うことにより、現状の課題の整理とその解決に向けて、地方独立行政法人の取り組み状況の実態を明らかにすることとしたい。

アンケート項目別分析の方法

特に府県と市に区分せず、アンケート項目別に分析を行った（有効回答団体は44団体であり、その内訳は近畿圏の府県2団体、市42団体である）。

アンケート調査結果は、複数回答を勘案して、1回答1件でカウントしており、比率は、回答件数/全回答団体合計で算出している。

水道・交通事業におけるアンケートの回収率は43.6%であった。

事業	発送件数	回収件数	回収率
水道・交通事業	101件	44件	43.6%

(2) 分析結果の要約

- ・地方独立行政法人化を検討する上での専らの関心事は、他の地方自治体がどのように取り組もうとしているかに向けられており、多くの地方自治体はまだ情報収集の段階にあることを示している。

- ・地方独立行政法人への取組状況については、設立の具体的な準備中であったり、あるいは設立を具体的に検討している団体は皆無であった。
- ・地方独立行政法人について、組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもないと回答した団体が多く、目標管理・業績評価の仕組みが用意されている独法制度ではあるものの、敢えて法形式上の設立形態を変えてまで移行するほどの魅力はまだ感じられていない様子が窺える。
- ・地方独立行政法人のメリット・デメリットがよくわからないと回答した団体が6割近くあり、メリットがないと回答した団体と合わせると4分の3以上の団体が、地方独立行政法人の制度についてはっきりとした良い点を感じられていないことが窺える。
- ・地方独立行政法人のメリットとして、「独立行政法人となることで裁量の範囲が広がる」と回答した団体ももっとも多く、デメリットとしては、「資金調達に制約が厳しくなる」ことを挙げた団体ももっとも多かった。
- ・地方独立行政法人における公認会計士の役割に関しては、「財務会計制度を中心に支援が必要である」と回答した団体ももっとも多く、既に複式簿記による企業会計を採用している水道・交通事業ではあるものの、新しい地方独立行政法人会計に制度が変わることから、専門家である公認会計士の支援が必要と考えていることが窺える。

(3) 調査結果のアンケート項目別分析 地方独立行政法人の関心事

地方独立行政法人化を検討する上で、何に関心があるかお教えてください。

地方自治体における地方独立行政法人の関心事として、最も多かった回答は、「他の地方自治体の取組動向」(回答率 81.8%)である。水道・交通事業という地方公営企業として他の地方自治体が新しい運営形態としての地方独立行政法人をどのように捉え、取り組もうとしているのか、情報収集の段階であることを示していると考えられる。既に独立行政法人となっているこれまでの国の機関や公立大学と異なり、水道・交通事業は地方公営企業という既に1つの独立した企業であることから、地方独立行政法人に対する関心は他の事業と比べるとそれほど高くはないものの、やはり他の地方自治体の動きには関心を持って見ているものと考えられる。

次に多い回答は、「独法化により発生する費用」(回答率 43.2%)である。これは、設置者である地方自治体が法人化を検討する際の関心事として、財政が逼迫している状況下でのイニシャル・コスト及びランニング・コストを十分に把握する必要があると考えている様子が窺える。

地方独立行政法人への取組状況

地方独立行政法人に関して、貴団体における取組状況をお教えてください。

地方独立行政法人への取組状況については、「設立に向けて具体的に準備作業中である。」「設立の方向で具体的に検討中である。」と回答した団体は皆無であり、法人設立に向けて動き始めている水道・交通事業はまだないという状況である。

また、「地方独立行政法人に魅力がないので、当団体で設立の予定はない。」と回答した団体が少数とは言えない点（回答率 22.7%）は、現行の法令下で十分企業として成り立っており、相対的に地方独立行政法人化への魅力が薄いと感じていることを示しているのではないかと推察される。

「他の団体の動向や状況を収集している段階である。」（回答率 43.2%）と回答した団体が最も多く、情報収集を始めた段階というところが多いようである。また、「その他」（回答率 34.1%）と回答した団体の中には、全く検討していないという回答も見られたが、他の地方自治体の動向により検討をするという回答もあり、先の問いに対する回答の裏づけにもなっていると考えられる。

地方独立行政法人の魅力

地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。

この質問は、先の問いで「地方独立行政法人に魅力がないので、当団体で設立の予定はない。」と回答した団体に対するものであり、地方独立行政法人への取組を検討しないとした場合の事由を想定したものである。

最も多かった回答は、「組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもない。」（回答率 13.6%）とするものであった。これは、逆に言えば、現行の地方公営企業の組織形態では、目標管理の仕組みが弱いと感じているところではないかと推察される。地方独立行政法人制度では、中期目標・中期計画の作成が義務付けられており、第三者機関である地方独立行政法人評価委員会による評価と合わせて、業績評価制度が構築されている。一方、地方公営企業においてはそのような目標管理の仕組みは強制されているわけではない。もっとも、強制ではないにしろ、自ら目標管理制度を構築し、地方独立行政法人制度と同様な仕組みを作ることは現行の制度においても可能と考えられ、やる気さえあればできるのだから、敢えて法形式上の設立形態を変えてまでの魅力は感じられないということではないかと考えられる。

地方独立行政法人化のメリット・デメリット

地方独立行政法人によるメリットはあると思われますか。

この質問は、地方自治体が地方独立行政法人化を検討するに際してまず整理しておくべき事項として、法人化による長所・短所を問いかけた質問である。何故なら、該当する事業を法人化するかないかに関わらず、設置者としての地方自治体は、議会や住民に対するアカウンタビリティ（説明責任）を求められるからである。

回答結果は、「メリット・デメリットがよくわからない」と回答した団体（回答率 59.1%）がほぼ 6 割、「地方独立行政法人化によるメリットがない」（回答率 18.2%）と回答した団体と合わせると 4 分の 3 以上の団体が、地方独立行政法人の制度についてはっきりとした良い点を感じられていないことが窺える。また、「地方独立行政法人によるメリットがある」（回答率 9.1%）と回答した団体は 1 割に満たず、水道・交通事業における独法化の事例がなく、民営化の議論は多くされていても、まだ実践に即した法人化のメリット・デメリットを整理しきれていない団体が多いことは無理からぬところであろうと思われる。

設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。

この質問は、前の問い「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。」に対して、「はい」と回答した団体に具体的なメリットを問うたものである。

そもそもメリットがあると思うと回答した団体数が少ない中での回答ではあるものの、もっとも多かったのが、「独立した法人となることで裁量の範囲が広がる。」（回答率 11.4%）とするものであった。次に多い回答が「弾力的な予算執行ができる。」（回答率 9.1%）で、あらかじめ想定したメリットと考えられる項目（「人事・給与面において自主的な決定ができる部分がある。」（回答率 2.3%）、「アカウンタビリティを明確にすることができる。」（回答率 2.3%））以外の回答は見られなかった。

アカウンタビリティの明確化をメリットとして回答した団体が少なかったことは、地方独立行政法人制度が、裁量権を拡大する一方で、透明性を高めることを重要な目的の一つとして設計された制度であることが十分に浸透していないためなのか、現状の枠組みでもある程度アカウンテビリティが確保されていると考えているためか、今回のアンケートではその背景までは不明とせざるをえなかった。

設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。

この質問は、前の問い「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。」に対して、「いいえ」と回答した団体に具体的なデメリットを問うたものである。

メリットがないと思うと回答した団体が少ない中での回答ではあるものの、もっとも多かったのが、デメリットとして「資金調達の制約が厳しくなる」(回答率 11.4%)と回答している。これは、地方独立行政法人が自ら長期借入や債券発行をすることができないとされていることから、機動的な資金調達をすることができないのではないかと危惧しているものと考えられる。

地方独立行政法人化にあたっての障害

地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。

この質問は、地方独立行政法人化を進める上で、実際にどのような事項が障害となるかを問うたものであったが、回答結果はばらついたものになった。

その中でも、比較的多かったのが「法人化によるメリットが感じられない。」(回答率 38.6%)という回答であった。これは、先の質問で法人化のメリット・デメリットを整理しきれないと回答した団体が多くあったが、メリット・デメリットが未整理であること自体が、地方独立行政法人化をすすめることの障害になるものと考えられる。

また、次に多かったのが「首長をはじめ地方自治体内部での議論が進まない。」(回答率 25.0%)、「労働組合の反対が強い」(回答率 25.0%)という回答であった。まだ具体的な検討自体が始まっていないところも多く、民営化その他の手法との違いがどのようなところにあるのか、情報収集の段階としているところが多いようである。

地方独立行政法人における公認会計士の役割

地方独立行政法人における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

この質問は、設置者である地方自治体が考えている地方独立行政法人における公認会計士の役割について問うたものであるが、最も回答が多かったのが、「財務会計制度を中心に支援が必要である。」(回答率 25.0%)という回答であった。

これは、既に複式簿記による企業会計を採用している水道・交通事業ではあるものの、新しい地方独立行政法人会計に制度が変わることから、財務会計制度に関しては、専門家である公認会計士の支援が必要であると認識している団体が多いことが窺える。次いで、「法人化の準備段階から全面的な支援が必要である。」(回答率 13.6%)、「法人化後に会計監査を担当してもらえばよい。」(回答率 13.6%)が続き、準備段階で、財務会計制度のみならず様々な支援を公認会計士に期待する面と、反対に法人化後の会計監査のみで十分で、準備段階での支援は不要と考えられている面があるのかもしれない。

公認会計士の役割について「その他」(回答率 22.7%)と回答した団体も少なからずいる。ここでは、公認会計士の役割がそもそもよくわからないとする回答もあり、公認会計士の役割が認知されていない実情が窺える反面、現状の公営企業会計においても既に経営計画の立案に参画している公認会計士もいることから、高度な知識と経験を有する専門家に期待しているという声もある。また、「公認会計士は評価委員として期待している。」(回答率 11.4%)という回答からは、先行する独立行政法人等における評価委員としての実績が少しずつ認知されてきている点が窺える。

地方独立行政法人における公認会計士が果たす役割は小さくないと考えられるが、アンケート結果からは、その受け止め方にはかなりのばらつきがあるように見受けられた。

(4) 地方独立行政法人化の課題と提言

地方独立行政法人法が制定されたことにより、水道事業・交通事業等の地方公営企業には、事業運営形態の一つの方法として、民営化以外の新たな選択をすることが可能となった。しかし、アンケート結果にも出ているように、公立大学以外には、まだ実際の適用例がないことから、公営企業型の独立行政法人では、新しい制度の実態がどのように運用され、どのようなメリット・デメリットがあるかがよくわからないという不安が大きいようである。このため、水道・交通事業として地方独立行政法人を実際に運営形態の選択肢として検討をしている地方自治体はまだ見られないという状況であった。

明確な業績評価制度が定められていない現在の地方公営企業の制度においては、はっきりとした達成目標が示されない限り、その経営改善への取組はなかなか成功しない。地方独立行政法人制度においては、この業績評価制度を法令により強制しているところに一つの大きな特徴があり、経営改善手法の確実な導入を図ることが可能である制度の一つであると考えられている。

地方独立行政法人の制度を適用することのできる事業は地方独立行政法人法に限定列挙されており、簡易水道事業を除く水道事業、交通(軌道・自動車運送・鉄道)事業には適用されるものの、下水道事業は現在その適用対象とはなっていない。他方、地方自治体における水道事業を営む組織においては、数年前から、市民窓口の一元化や事務の効率化を図るために、上下水道局の統合化を実施している地方自治体が多くみられるところである。ここに一つの部局と

なった地方公営企業については、もはや地方独立行政法人化を検討する余地はほぼないのではないかと考えられるが、行政の望ましいサービス供給の運営形態は、事業ごとに一律に定まるものではなく、地域の実情を考慮しながら、さまざまな手法を検討していくことが必要である。

水道事業・交通事業の民営化のあり方については既に古くから検討されているところであるが、新しい地方独立行政法人の制度はまだそれほど十分な検討がされているとはいえない。地方独立行政法人制度を経営改善にどのように結び付けていくことができるのか、現在の地方公営企業と比べて制度をどのように運用していけばメリットが享受できるのか、地方独立行政法人制度への移行の検討機運が盛り上がるように、公認会計士自身も研究を積み重ね、地方自治体へのアドバイスを通じて、積極的な社会貢献を果していかなければならない。

2. 公立大学

(1) 分析の前提

地方自治体の地方独立行政法人化について、最も実現可能性が高いのが公立大学の法人化である。これは地方独立行政法人法が平成16年度から施行され、国立大学の法人化とあいまって、近畿圏の公立大学では大阪府立大学が平成17年度に法人化することが決定し、18年度以降に法人化を検討している公立大学があることも公表されているところである。

一方、法人化を大学改革のツールとして捉えようとした時に、本当に法人化が効果的であるか、あるいは、法人化にどのようなメリットがあるかを十分検討すべきであるとの考えから、近畿圏の公立大学の中でも法人化に慎重な大学があると聞き及んでおり、法人化に対する取組み状況も一様ではないと考えられる。

今回の地方自治体に対するアンケートは、設置者としての地方自治体が公立大学の法人化について、どのような意識を持って大学改革に取り組もうとしているのか、法人化する際にどのような課題を認識しているかについて、その現状分析を行うことにより、課題に対する提言を行うことを一つの目的として実施されたものである。

本稿では、上記のアンケート結果から、地方自治体の地方独立行政法人化の検討状況に関する現状分析を行うことにより、現状の課題の整理とその解決に向けて、地方独立行政法人の取組み状況の実態を明らかにすることとしたい。

アンケートに対する回答状況は以下のとおりであるが、近畿圏の地方自治体9団体のうち、6団体が回答してきており、比較的回答率が高く、それだけ地方独立行政法人に対する関心が高いことがわかる。

アンケート発送先	近畿圏9団体(2府4県3市)
発送件数	9件
回答件数	6件
回答率	66.7%
アンケート方法	公立大学を所掌する近畿圏の地方自治体の所管部署数が少ないため、特に府県と市に区分せずアンケート項目別に分析を行った。アンケート調査結果は複数回答を勘案して1回答1件でカウントしており、比率は回答件数/回答団体合計(6団体)で算出している。

なお、アンケート調査の概要に記載している有効回答数について、各質問の中には複数回答を認めている質問もあり、各質問に対する回答総数は回答団体数と必ずしも一致していない。

すなわち、回答の割合についてはすべての質問について回答団体数である6団体を母数として計算しているため、回答割合の合計は100%となっていない。また、各質問について「その他」と回答しているものであっても、記述内容から判断して他の選択肢に対する回答として取り扱うべきと思われるものは、各選択肢に対する回答とみなして集計した。

(2) 分析結果の要約

- ・地方独立行政法人化を検討するうえで、すべての団体が「他の地方自治体の取組動向」を取り上げているが、公立大学の法人化手続が必ずしも統一されていない要素があるため、設置者としては自らの手続と比較する上で、「他の地方自治体の取組動向」が気になると考えられる。
- ・地方独立行政法人への取組状況については、すべての地方自治体において何らかの検討をしているが、平成15年7月の地方独立行政法人法の成立により、設置者として検討すべき事項が明らかになったこと及び各地方自治体における「大学改革」への取組が背景にあると考えられる。
- ・地方独立行政法人化のメリット・デメリットについては、設置者としての地方自治体が議会、住民等に対する説明責任の観点から整理する必要があるが、地方独立行政法人化への取組状況の温度差により、その整理状況にばらつきが出ている。
- ・地方独立行政法人化のメリットとして、予算・組織運営等における自主的裁量の増大、非公務員型による弾力的な人事システムの導入、情報公開、第三者評価による適切な資源配分などを取り上げた団体が多い。
- ・地方独立行政法人化すると自動的にそのメリットを享受できるわけではなく、制度としてこれらのメリットを担保する仕組みがビルトインされているだけであり、実際にその制度を設計してどのように活用するかは法人の意思決定と運用に委ねられている。
- ・設置者である地方自治体が考えている地方独立行政法人における公認会計士の役割は、財務会計制度を中心に支援が必要であると回答した背景として、財務会計制度が単式簿記・現金主義会計から複式簿記・発生主義会計に大きく変わることから、財務会計制度を中心とした法人化の手続きについて財務会計の専門家である公認会計士に支援して欲しいということがあげられる。
- ・地方独立行政法人における公認会計士が果たす役割は大きいものと考えられるが、設置者である地方自治体に対して公認会計士自らの役割を積極的にアピールすることが重要である。

(3) 調査結果のアンケート項目別分析

地方独立行政法人の関心事 (NO 1)

地方独立行政法人化を検討するうえで、何に関心があるかお教え下さい。

この質問に対する回答結果として特徴的な点は3点示すことができる。

第1に、すべての団体が「他の地方自治体の取組動向」を取り上げていることである（回答率100%）。これは、国立大学の法人化手続が監督官庁である文部科学省の統一的な指示により実施されたことに対し、公立大学の法人化は地方自治体の裁量に委ねられており、その手続は必ずしも統一されていないことが多いことによっている。

たとえば、そもそも公立大学の法人化は国立大学のように法律で義務付けられておらず、地方自治体で選択すれば良いという制度設計になっている。また、大学のトップについて、国立大学の場合、学長1人に全権を委ねているが（国立大学法人法第11条）、公立大学の場合、理事長と学長を分離することもできるし、国立大学と同様に理事長学長一体として1人に全権を委ねることもできる（地方独立行政法人法第71条）。

このように、公立大学の法人化手続が必ずしも統一されていない要素があるため、設置者としては自らの手続と比較する上で、「他の地方自治体の取組動向」が気になると考えられる。

第2に、団体の多くが「国立大学法人化の取組状況」（回答率66.7%）、「独法化により発生する費用」（回答率83.3%）を取り上げていることである。これは、設置者である地方自治体が法人化を検討する際の関心事として、参考にしたい身近な国立大学の取組状況や財政が逼迫している状況下でのイニシャルコスト・ランニングコストを把握する必要があるものと考えられる。

第3に、設置者である地方自治体が法人化を検討する際に、あまり関心の無い事項として「先行独法の取組状況」（回答率33.3%）、「独法化に要する期間」（回答率33.3%）を取り上げていることである。

これは、公立大学の法人化について、身近な国立大学の取組状況を見れば、あまり参考とすべきものが少ないものとして「先行独法の取組状況」や「独法化に要する期間」への回答になったものと思われる。

地方独立行政法人への取組状況（NO 2）

地方独立行政法人法が平成16年4月1日より施行されますが、貴団体における取組状況をお教え下さい。

地方独立行政法人への取組状況については、すべての地方自治体において何らかの検討をしていると言う結果になった。すなわち、「平成16年4月以降早期設立に向けて具体的に準備作業中及び設立の方向で具体的に検討中」と回答した団体を含めると全体の半数（回答率50%）を占め、法人化に向けた具体的な取組状況がうかがえる。

また、「地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない」と回答した団体は皆無であり、「その他」の回答（回答率33.3%）をした団体も「他の団体の動向や状況を収集している段階である」（回答率16.7%）と言う回答をしており、地方独立行政法人への取組をまったく否定している団体はなかった。

これは、行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）において、「国における独立行政法人化の実施状況を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」と記載されており、地方自治体としても検討せざるを得なかったことがあげられる。また、平成15年7月の地方独立行政法人法の成立により、設置者として検討すべき事項が明らかになったこと及び各地方自治体における「大学改革」への取組が背景にあると考えられる。

地方独立行政法人の魅力（NO 3）

地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。

この質問は、で「地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない」と回答した団体に対するものであり、地方独法への取組を検討しないとした場合の事由を想定したものである。

上記のとおり、「地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない」と回答した団体は皆無であることから、この質問に対する分析はしていない。

地方独立行政法人化のメリット・デメリット（NO 4、5、6）

地方独立行政法人化によるメリットはあると思われませんか。

この質問は、地方自治体が地方独立行政法人化を検討する際に、必ず法人化のメリット・デメリットとして整理すべき事項を問うたものである。何故なら、法人化するまたは法人化しないに関わらず、設置者としての地方自治体が議会、住民等に対する説明責任(アカウントビリティ)を求められるからである。

回答結果は、「地方独立行政法人化によるメリットはある」と回答した団体が4団体（回答率 66.7%）と全体の過半数を占めており、「メリット・デメリットがよくわからない」と回答した団体(回答率 33.3%)を上回っている。一方、「地方独立行政法人化によるメリットはない」と回答した団体はなかった。

先行独立行政法人や国立大学法人の制度設計と現行の公立大学の課題とを比較して、何らかのメリットがあるとしても、それを明確に把握している団体があるのに対し、法人化のメリット・デメリットを整理しきれていない団体もあると言う点がうかがえる。

これは、地方自治体の地方独立行政法人化への取組状況により、法人化のメリット・デメリットの整理をどこまで実施しているかについての温度差があるため、地方自治体でもばらつきが出たものと考えられる。

設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。

この質問は、NO.4「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われませんか。」に対して「はい」と回答した団体に具体的なメリットを問うたものである。回答結果は、複数回答可としたため、概ねどの団体も同じ項目を選択し

た結果となった。

すなわち、地方独立行政法人化によるメリットとして一般的に整理される事項は、予算・組織運営等における自主的裁量の増大、非公務員型による弾力的な人事システムの導入、情報公開、第三者評価による適切な資源配分などである。

一方、「新たな業績評価制度の導入により、法人の存続・廃止のアクションがとりやすくなる」と回答した団体はなかった。これは、公立大学の場合、大阪府立大学や兵庫県立大学のように、法人化する以前または法人化と同時に再編統合することはあっても、法人化後に法人の存続・廃止を検討することを想定しないためと考えられる。

言うまでもないが、地方独立行政法人化すると自動的にそのメリットを享受できるわけではない。制度としてこれらのメリットを担保する仕組みがビルトインされているだけであり、実際にその制度を設計してどのように活用するかは法人の意思決定と運用に委ねられている。

現に、先行独立行政法人や国立大学法人がこれらのメリットを活用できているかどうか、今後の制度の運用状況を評価する必要がある。法人移行時には、制度における急激な変化を避けるため、法人化前の組織・人事に関する運営方法を当面継続させている法人が多いと考えられる。

設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。

この質問は、NO.4「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われませんか。」に対して「いいえ」と回答した団体に具体的なメリットを問うたものである。これについて、NO.4の質問に「いいえ」と回答した団体はないため、本来ならこの質問には回答結果はないはずであった。

しかし、NO.4の質問に「はい」と回答した4団体のうち、3団体が回答してきたため、その回答結果に対する分析を参考に記載することとする。

その回答結果は、3団体のすべてが「法人化に伴う費用負担が大きい」と回答している。法人化に伴う費用負担は法人化移行経費（イニシャルコスト）と法人化後に新たに発生する経費（ランニングコスト）があるが、法人化しなければ発生しなかったであろう経費である。

設置者である地方自治体として、財政状況が厳しい中で法人化のデメリットと感じていることは容易に想像がつくが、それでも法人化するメリットと比較してメリットの方が大きいことを議会や住民等に対していかに説得するかが課題となるところでもある。

地方独立行政法人化にあたっての障害（NO 7）

地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。

この質問は、地方独立行政法人化を進める上で、実際にどのような事項が障害となるかを問うたものであったが、質問の意図が良く伝わらなかったのか回

答団体は4団体に留まり、複数回答可であるにもかかわらず回答結果はばらついたものになった。

回答結果のうち、比較的多かったのが「法人化によるメリットが感じられない」、「法人化によるデメリットがあると感じられる」と回答した団体であった。これは、質問N0.4で法人化のメリット・デメリットを整理しきれていないと回答した団体であったが、そのこと自体に設置者である地方自治体にとって、地方独立行政法人化を進めることの障害になっているものと考えられる。逆に言えば、法人化によるメリット・デメリットを体系的に整理し、説明することができるのであれば障害がなくなるかまたは少なくなるものと考えられる。

地方独立行政法人における公認会計士の役割（NO 8）

地方独立行政法人における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

この質問は、設置者である地方自治体が考えている地方独立行政法人における公認会計士の役割について問うたものであるが、一番回答が多かったのが「財務会計制度を中心に支援が必要である」と「その他」であり、地方自治体が期待する公認会計士の役割の一端が見える。

すなわち、「財務会計制度を中心に支援が必要である」と回答した背景として、財務会計制度が単式簿記・現金主義会計から複式簿記・発生主義会計に大きく転換することから、法人化の手続きについて財務会計の専門家である公認会計士に支援して欲しいと言うことがあげられる。

反面、「その他」と回答した団体のほとんどが検討中という回答であり、まだ公認会計士にどのような役割を期待しようとしているのか模索中であることが見て取れる。一方、公認会計士の本業である会計監査に対する役割を期待する回答は1団体と意外な結果が出ており、むしろ「評価委員として期待している」と回答した団体の方が多いこともあり、地方自治体が期待する公認会計士の役割もまだ定着していないものと考えられる。

いずれにせよ、地方独立行政法人における公認会計士が果たす役割は大きいものと考えられるが、設置者である地方自治体に対して公認会計士自らの役割を積極的にアピールすることが重要である。

（4）地方独立行政法人化の課題と提言

公立大学の地方独立行政法人化については、現在のところ、平成16年4月に法人化したのは1大学(国際教養大学)だけであり、今後、近畿圏の公立大学でも法人化するところが出てくるものと思われる。

そこでは、何故法人化するのかという問いかけに対して、設置者である地方自治体は明確に説明責任を果たす必要があるが、大学改革の一環として法人化を捉え、設置者としての役割をどのように果たしていくかが重要になる。

公立大学もまた少子高齢化の大波を受けざるを得ず、大学全入時代を迎えて他の国立大学や私立大学、あるいは海外の大学との競争の中で生き残りを図ら

なければならない。

地方独立行政法人化の制度趣旨である予算・組織運営等における自主的裁量の増大、非公務員型による弾力的な人事システムの導入、情報公開、第三者評価による適切な資源配分などをどのように大学運営に取り入れ、それをどう実践していくかは大学関係者の真摯な努力にかかっていると考えます。

この点、設置者である地方自治体と大学改革の当事者である公立大学が共同してこれらの課題に取り組む必要があり、また、その連結環としての役割を公認会計士がどう果たしていくかが問われているのである。

3 . 公立病院、病院所管課

(1) 分析の前提

公立病院においては、地方公営企業法の一部適用であったものを全部適用に移行することにより、主として財務面での病院改革を図ろうとする動きが全国的にみられる。埼玉県や坂出市のように、経営管理に秀でた管理者が当該制度を有効に活用することにより、財務面のみならず病院経営全般における病院改革の実効を挙げる事例がこの動きに弾みをつけている。一方、病院改革の制度的枠組あるいは手段としての地方独立行政法人化については、全部適用に比して新しい制度であり、いわゆる成功例も無いことから、現時点では、地方独立行政法人化された病院は一例も無い。

今回の地方自治体に対するアンケートは、設置者としての地方自治体が病院の地方独立行政法人化について、どのような意識を持って病院改革に取り組もうとしているのか、法人化する際にどのような課題を認識しているかについて、その現状分析を行うことにより、課題に対する提言を行うことを一つの目的として実施されたものである。

本稿では、上記のアンケート結果から、地方自治体の地方独立行政法人化の検討状況に関する現状分析を行うことにより、現状の課題の整理とその解決に向けて、地方独立行政法人の取り組み状況の実態を明らかにすることとしたい。

アンケート項目別分析の方法

特に府県と市に区分せず、アンケート項目別に分析を行った（有効回答団体は市立病院に関しては、18団体であり、その内訳は近畿圏の市18団体である。また、病院所管課は3団体であり、近畿圏の1府1県1市である。）。

アンケート調査結果は、複数回答を勘案して、1回答1件でカウントしており、比率は、回答件数/全回答団体合計で算出している。また、各質問について「その他」と回答しているものであっても、記述内容から判断して他の選択肢に対する回答として取り扱うべきと思われるものは、各選択肢に対する回答とみなして集計した。具体的には以下のとおり。

区分	発送件数	回収件数	回収率
市立病院	50 件	18 件	36.0%
病院所管課	14 件	3 件	21.4%

(2) 分析結果の要約

- ・ 地方独立行政法人化における関心事は、専ら他の地方自治体の取組動向に向けられており、各地方自治体とも情報収集段階にあることを示している。

- ・ 地方独立行政法人への取組状況については、設立のための具体的な準備作業中であったり、あるいは設立を具体的に検討している団体は皆無であった。
- ・ 事業管理者の責任を明確化するなり、組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもないと回答した団体が多く、地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人制度を比較し、全部適用に比較優位を見出している団体が多いことがうかがえた。
- ・ 「メリット・デメリットがよくわからない」と回答した団体が過半数となり、ここでも情報収集段階にあることがうかがえた。
- ・ 独法化のデメリットとして、資金調達の制約が厳しくなる点を挙げた団体が多かった。
- ・ 地方独立行政法人における公認会計士の役割に関しては、「財務会計制度を中心に支援が必要である」(回答率 42.9%)「法人化の準備段階から全面的な支援が必要である」(回答率 28.6%)が続いた。法人化後よりも、法人化の移行作業に関心が向いていることを示している。

(3) 調査結果のアンケート項目別分析

地方独立行政法人の関心事

地方独立行政法人化を検討するうえで、何に関心があるかお教え下さい。

この質問に対する回答結果として特徴的な点は2点示すことができる。

第1に、多くの団体が「他の地方自治体の取組動向」を取り上げていることである(回答率 90.5%)。これは、新しい制度としての地方独立行政法人制度を、他の地方自治体ではどのように位置づけ、対応しようとしているか、まず、情報収集から着手すべきとの意向を持っている地方自治体が多いことを示していると考えられる。また、他の項目に比して、この項目を回答した地方自治体が多かったことは、病院に関しては、地方独立行政法人化は検討段階、実践段階に入っているものではなく、情報収集の段階にとどまっていることを示していると解される。

第2に、過半数の団体が「独法化により発生する費用」(回答率 52.4%)を取り上げていることである。これは、設置者である地方自治体が法人化を検討する際の関心事として、財政が逼迫している状況下でのイニシャルコスト・ランニングコストを十分に把握する必要があるものと考えられる。

なお、設置者である地方自治体が法人化を検討する際に、あまり関心のない事項としては、「先行独法の取組状況」(回答率 33.3%)、「独法化に要する期間」(回答率 23.8%)が上げられる。

地方独立行政法人への取組状況

地方独立行政法人法が平成 16 年 4 月 1 日より施行されますが、貴団体における取組状況をお教え下さい。

地方独立行政法人への取組状況については、設立のための具体的な準備作業中であったり、あるいは設立を具体的に検討している団体は皆無であった。

また、「地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない」と回答した団体が少数とは言えない点（回答率 23.8%）は、地方公営企業法の全部適用により病院改革において実績を挙げている事例があることにより、相対的に地方独立行政法人化の魅力が薄いことを示しているのではないかと推察される。この点に関しては、その他と回答した団体において、全部適用への移行あるいは全部適用と独法化の比較を念頭においた記入が複数見られた。

一方、「他の団体の動向や状況を収集している段階である」（回答率 47.6%）と言う回答を選択した団体が項目別には最も多かったことは、前の問いでの回答の裏づけにもなっていると考えられる。

地方独立行政法人の魅力

地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。

この質問は、で「地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない」と回答した団体に対するものであり、地方独法への取組を検討しないとした場合の事由を想定したものである。

過半数が、「事業管理者の責任を明確化し、権限を強化すれば独法制度を採用するまでもない」（回答率 23.8%）と回答した背景には、全部適用の有効活用の想定があるものと推測される。また、「組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもない」（回答率 14.3%）と回答した団体が比較的多かった点は、全部適用であろうと独法化であろうと、制度の導入そのものではなく、実態を備えた改革に至るアプローチこそが、重要であることを示唆しているようにうかがえる。

一方、「公務員型の地方独法の場合は、人事制度改革が行われず成果が望めない」（回答率 23.8%）との回答も高く、独法化しても公務員型では魅力が無いことを示している。もっとも、この点は、非公務員型が導入できるならば、人事制度改革にもつなげることができる、と捉えている団体があることを示しているとも考えられる。独法化においては、公務員型か非公務員型かが、人事制度上の分水嶺であるとの認識が広まっているとも推察できる。「地方独法制度に制約条件が多く、法令の使い勝手が悪い」（回答率 14.3%）という回答は、他の回答と同じく全部適用との相対的な比較劣位の一端を示していると推測されるが、国の独立行政法人制度を地方へ移殖しただけであるといった印象によるものであったり、馴染みが無い新制度に固有の印象であるならば、実践例が出てくることにより払拭される可能性もあるかもしれない。

地方独立行政法人化のメリット・デメリット

地方独立行政法人化によるメリットはありますか。

この質問は、地方自治体が地方独立行政法人化を検討する際に、必ず法人化のメリット・デメリットとして整理すべき事項を問うたものである。何故なら、法人化するまたは法人化しないに関わらず、設置者としての地方自治体が議会、住民等に対する説明責任(アカウンタビリティー)を求められるからである。

回答結果は、「メリット・デメリットがよくわからない」と回答した団体(回答率 57.1%)が過半数となり、「地方独立行政法人化によるメリットはある」(回答率 19.0%)、「地方独立行政法人化によるメリットがない」(回答率 14.3%)とする双方を大きく上回った。

公立病院における独法化の事例が無く、病院全般の独立行政法人化においても国立病院機構の一事例しかないことを踏まえれば、実践に即した法人化のメリット・デメリットを整理しきれていない団体が多いことは無理からぬことであろうと思われる。

設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。

この質問は、前の問い「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。」に対して「はい」と回答した団体に具体的なメリットを問うたものである。回答は、複数回答可としている。

地方独立行政法人化によるメリット・デメリットがよくわからないと回答した団体が過半数であっただけに、どの項目も低い回答率となった。特に「アカウンタビリティ(説明責任)を明確にすることができる」と回答した団体は少なかった(回答率 16.7%)。

これは、現状の枠組でもある程度アカウンタビリティが確保されていると回答地方自治体が考えているためか、(地方)独立行政法人制度がアカウンタビリティの明確化を重要な目的の一つとして設計された制度であることが十分に浸透していないためなのかにより、その意味合いは大きく異なってくるが、今回のアンケートではその背景までは不明とせざるをえなかった。

なお、地方独立行政法人化によるメリットとして一般的に整理される事項は、予算・組織運営等における自主的裁量の増大、非公務員型による弾力的な人事システムの導入、情報公開、第三者評価による適切な資源配分などとされている。

設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。

この質問は、「地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。」という問いに対して「いいえ」と回答した団体に具体的なデメリットを問うたものである。回答は、複数回答可としている。

前の問い同様、地方独立行政法人化によるメリット・デメリットがよくわからないと回答した団体が過半数であっただけに、どの項目も低い回答率となった。

そんな中であえて挙げるならば「資金調達の制約が厳しくなる(地方公営企

業の場合)」（回答率33.3%）という回答が、比較的高率であった。地方独立行政法人としては、債券が発行できない点等を意識しての回答と考えられる。

地方独立行政法人化にあたっての障害

地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。

この質問は、地方独立行政法人化を進める上で、実際にどのような事項が障害となるかを問うたものであったが、複数回答可であるにもかかわらず回答結果はばらついたものになった。

その中でも、回答結果のうち比較的多かったのが「法人化によるメリットが感じられない」（回答率 33.3%）と回答した団体であった。これは、法人化のメリット・デメリットを整理しきれていないと回答した団体が多かったが、メリット・デメリットが未整理であること自体が、地方独立行政法人化を進めることの障害になるものと考えられる。

地方独立行政法人における公認会計士の役割

地方独立行政法人における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

この質問は、設置者である地方自治体が考えている地方独立行政法人における公認会計士の役割について問うたものであるが、一番回答が多かったのが「財務会計制度を中心に支援が必要である」（回答率 42.9%）であり、「法人化の準備段階から全面的な支援が必要である」（回答率 28.6%）が続いた。何れも、法人化後ではなく、法人化における係りに重点を置いた回答である。

「財務会計制度を中心に支援が必要である」と回答した背景として、既に複式簿記による企業会計方式を採用しているとはいえ、地方独立行政法人会計基準に固有の論点、処理も多々あることから、財務会計制度に関しては、専門家である公認会計士の支援が必要であると認識している団体が多いことがうかがえる。また、「法人化の準備段階から全面的な支援が必要である」とした回答の背景には、先行独立行政法人や国立大学法人等において、公認会計士が財務会計制度のみならず、早い段階から支援活動を行ってきた実績が認知されてきている点があるのかもしれない。

一方、公認会計士の本業である会計監査に対する役割を期待する回答は2団体と意外な結果が出ており、「評価委員として期待している」と回答した団体数と同じであった。地方自治体が期待する公認会計士の役割が、未だ定着していないものと考えられる。

いずれにせよ、地方独立行政法人における公認会計士が果たす役割は大きいものと受け止められているようであるが、その受け止め方は一般的に公認会計士自身が想像するものとは隔たりがあるように見受けられた。

(4) 地方独立行政法人化の課題と提言

地方自治体においては、病院改革の手法として地方独立行政法人化よりも地方公営企業法の全部適用への移行が有望視されているようである。しかしながら、公立病院に限らず水道局、交通局も同様であるが、職員の非公務員化による地方自治体全体での定数削減など、全部適用にはない特徴を地方独立行政法人制度が有していることも考慮されるべきであろう。地方独立行政法人制度を病院改革の一つの選択肢として検討対象とする機運が盛り上がることを期待するところである。

また、地方独立行政法人化における公認会計士の役割については、他の事務事業同様、設置者である地方自治体に公認会計士自らがその果たすべき役割、提供可能なサービスの領域を積極的にアピールすることが必要であることを改めて認識させられたアンケート結果であった。すなわち、公認会計士が広範にそして深耕した形で関わることにより、地方独立行政法人制度への移行準備期間、移行後を通じてより充実した住民サービスが提供可能となるよう、地方自治体関係者に理解して頂くべく公認会計士は努めねばならないとの認識である。

第四章 独立行政法人の制度運用及び地方独立行政法人化の課題と提言

(1) 独立行政法人制度の運用状況から見えるもの

独立行政法人制度は制度化されて4年目を迎えており、ある程度制度の趣旨やねらいからしてその実効が上がっていると思われるところも垣間見ることができる。すなわち、予算執行の弾力性や法人の自主性、効率性の向上、コスト意識の向上など独立行政法人制度の趣旨が概ね生かされている回答が比較的多いことがあげられる。

反面、評価制度への不満や国の関与が多すぎるなど制度設計時には必ずしも見えなかった事務負担の重さについても、概ね独立行政法人に共通した課題として出てきているところである。

新しい制度を導入する際には、必ずそのメリット・デメリットは発生するものであるが、独立行政法人制度の趣旨を生かしつつ、そのメリットを最大にし、かつ、そのデメリットを最小にする方策を検討することが重要と考える。

特に、独立行政法人制度の趣旨を生かす方法として、法人や個人にインセンティブが働く仕組みを導入することが最重要課題であり、これを実践していわゆるPDCAサイクルを回すことにより独立行政法人全体の底上げに結びつくものと考えられる。公認会計士の役割としては、主に会計監査や財務指導を通じて、独立行政法人の実力を向上させることを期待されているものと考ええる。

(2) 地方独立行政法人化に向けた取組み状況から見えるもの

地方独立行政法人は法人化されてまだ1年目であり、設立団体である多くの地方自治体にとってはまだ手探りの状況にあり、これからどのように取組んで行くべきか地方自治体によっても温度差が大きい。

また、法人化の検討対象として、公立大学、病院、鉄道、水道局など広範囲にわたるものの、これまで実際に法人化したのは公立大学ただ1大学だけであり、ほとんどは他の地方自治体の動向をうかがいながら今後の対応を検討している状況にある。

特に、法人化することは、議会の議決を要することになるが、住民に対しても地方独立行政法人化の必要性やメリット・デメリットをどこまで整理し、説明できるかが重要になる。公認会計士の役割としては、主に財務指導を通じて、地方自治体の地方独立行政法人化への取組み状況に積極的に関わることを期待されているものと考ええる。

(3) 今後の課題と提言

独立行政法人も地方独立行政法人も同じ行政改革の一環として制度設計されたものである。しかし、独立行政法人も地方独立行政法人も、その制度の趣旨を十分に活用しているかどうか、あるいはその制度の趣旨を十分に活用した取組みをしていくのか今後の評価を待たなければならない。

その際に、公認会計士として何が役割として期待されているのか、社会の負託にこたえるために何を提供していくべきかが問われているのである。

おわりに

行財政改革の一環として導入された独立行政法人制度や地方独立行政法人制度が施行されて数年が経過しました。そこで独立行政法人制度や地方独立行政法人制度の現状と課題について、アンケートによりご意見を伺った結果を取りまとめたものが当冊子です。

これらの制度の評価はこれからですが、同時にさまざまな課題が存在することも明確になりました。当冊子においては、現状と課題については明確になりましたが、必ずしも課題の解決策については十分示すことができなかった面もあり、引き続き研究課題として行く必要があると考えています。

最後に、お忙しい中アンケート調査にご協力いただいた独立行政法人及び地方自治体の皆様に心よりお礼申し上げます。本冊子が少しでもお役にたてば幸いです。

参考資料

1. アンケート資料

(1) 独立行政法人

平成 16 年 3 月 30 日

独立行政法人に関するアンケートについて

担当所管部署 殿

日本公認会計士協会近畿会
会長 西田 隆行
同 社会公会計委員会
委員長 西野 裕久
(担当小委員長 金 志煥)
大阪市中央区久太郎町 2-4-11
クラボウアネックスビル 2F
TEL : 06-6271-0400
FAX: 06-6271-0415
MAIL: kinkikai@jicpa-knk.ne.jp

独立行政法人についての調査ご協力をお願い

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本公認会計士協会近畿会社会公会計委員会におきましては、このたび研究活動の一環といたしまして、独立行政法人について、独立行政法人の現状分析をして提言を行うことを目的に、現在、法人の皆様にご協力をお願いしております。

つきましては、ご多忙中まことに勝手ながら、同封いたしました質問にお答えいただき、4月末までに同封の封筒にて返信いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答の結果は当委員会の研究のみに使用し、貴法人名を公表することはありません。また分析結果につきましては、個別名は明らかにしませんが、取りまとめ次第皆様にお役立ていただきますようご連絡させていただきます。

敬具

以下の質問につき、ご回答お願いいたします（該当項目に丸印を付して下さい）。
なお、回答の中に該当項目が複数ある場合には、すべての該当項目をお答え下さい。

独立行政法人の移行について

独立行政法人に移行されたのはいつですか。

（ ）年（ ）月

移行後（ ）年経過

独立行政法人化における変化について

）独立行政法人化で変化した良い点（プラスと感じた点）は何でしょうか。

（複数回答可）

- A 役職員の意識が変わった
- B 業務運営が柔軟に行えるようになった
- C 業務の効率性が向上した
- D 資金使途の自由度が増した
- E 法人の実績や職員の業績を反映させた給与体系を導入した
- F その他

（ ）

）独立行政法人化で変化した悪い点（マイナスと感じた点）は何でしょうか。

（複数回答可）

- A 評価制度を導入することが難しい。
- B 中期目標・中期計画を作成することが難しい
- C 新しい会計制度に対応することに事務負担がかかる
- D 監事及び会計監査人監査への対応に負担がかかる
- E 利益の経営努力認定を受けることが難しい
- F 新しい人事制度を構築することが難しい
- G 法人化移行作業の負担が大きい
- H その他

（ ）

独立行政法人化のメリット・デメリットについて

独立行政法人化したメリットとデメリットのどちらが大きいと思われますか。

- A メリット
- B デメリット
- C どちらとも言えない
- D その他

（ ）

でメリットがあると答えられた方へ

独立行政法人化することのメリットを一つあげるとしたら何でしょうか。

- A 法人の自主性が高まることで成果志向の業務運営が可能になる
- B 業務の効率性の向上が図られる
- C 企業会計的手法を導入することにより、コスト意識が高まる
- D ディスクロージャーの充実が図られる
- E 予算の執行が弾力的になる。
- F 法人の業績評価が可能になる。
- G インセンティブ制度の導入によって役職員のやりがいが出る。
- H 特になし
- I その他

()

でデメリットがあると答えられた方へ

独立行政法人化することのデメリットを一つあげるとしたら何でしょうか。

- A 法人化前にはなかった業務が義務付けられ、事務作業の負担が多くなる
- B 法人化のためのあらたな費用負担が多くなる
- C 法人化しても監督官庁への規制・報告は期待されたほど減らない
- D 会計制度・システムが大きく変わり、現行の制度・システムが使用できない
- E 法人化しても、役職員の意識はほとんど変わらない
- F その他

()

独立行政法人制度の趣旨について

独立行政法人制度の趣旨として最もイメージできるものを一つ選んで下さい。

- A 運営費交付金に代表される弾力的な財務運営
- B 国からは分離独立された機関
- C 民間の経営手法（PDCA サイクル）の導入が可能
- D 説明責任（アカウンタビリティ）
- E 事前評価から事後評価へ
- F 行財政改革の一環
- G その他

()

独立行政法人制度の活用について

独立行政法人制度の趣旨が実際に生かされていると思いますか。

- A 十分生かされている

- B 概ね生かされている
- C あまり生かされていない
- D ほとんど生かされていない
- E その他

()

であまりまたはほとんど生かされていないと答えられた方へ

どうすれば生かされると思いますか。(複数回答可)

- A 監督官庁からの規制はできるだけ少なくする
- B 監督官庁からの交流人事を極力減らし、プロパーの人材を養成する
- C 運営費交付金の交付の増減については事後評価と連動させる
- D 法人の業績評価について明確な判断基準(ガイドライン)を設定する
- E 法人または個人にインセンティブが働くような制度・仕組みを策定する
- F その他

()

独立行政法人における会計士の役割について

独立行政法人における会計士の役割について何を期待しますか。(複数回答可)

- A 財務会計制度の適切な運用への指導
- B 事務職員の研修を通じた能力向上への支援
- C 厳正かつ適正な会計監査
- D 法人のトップに対する会計面での意見具申
- E 不正や重大な誤謬の発見・防止
- F 監事・評価委員への就任
- G 特に期待することはない
- H その他

()

独立行政法人化の際に新たに発生する費用について

独立行政法人化の際に新たに発生する費用にどのようなものがありますか。

(複数回答可)

- A 独法化支援委託費用
- B 財務会計システム(ハード及びソフト)の導入費用
- C 出資財産の権利確定及び鑑定評価の費用
- D その他

()

独立行政法人化までに要する費用総額について

独立行政法人化までに要する費用総額はどのくらいかかりましたか。

- A 1000万円未満
- B 1000万円以上2000万円未満
- C 2000万円以上3000万円未満
- D 3000万円以上4000万円未満
- E 4000万円以上5000万円未満
- F 5000万円以上

()

独立行政法人化後に新たに発生する費用について

独立行政法人化後に新たに発生する費用のうち、上位2つを選んで下さい。

- A 財務会計システム等の運用費用
- B 評価委員の業績評価対応費用
- C 会計監査人費用
- D 財務諸表の開示に係る費用
- E その他

()

独立行政法人化後の年間に発生する費用総額について

独立行政法人化に新たに発生する費用のうち、年間に発生する費用はどのくらいかかりましたか。

- A 1000万円未満
- B 1000万円以上2000万円未満
- C 2000万円以上3000万円未満
- D 3000万円以上4000万円未満
- E 4000万円以上5000万円未満
- F 5000万円以上

()

会計監査人費用について

のうち、会計監査人費用は、どの程度かかりましたか。

- A 100万円未満
- B 100万円以上300万円未満
- C 300万円以上500万円未満
- D 500万円以上700万円未満
- E 700万円以上1千万円未満

F 1千万円以上
()

現在進められている中での課題等お気づきの点を御自由に記載お願いします。

ご回答ありがとうございました。

なお、まことに勝手なお願いですが、回答団体、回答部局・部署は必ずご記入下さい。また、今後、ヒアリング等にご協力いただけますならご連絡先をご記入下さい。

回答団体名（必須） :

回答部局・部署名（必須）:

回答者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

(2) 地方独立行政法人

平成 16 年 3 月 30 日

地方独立行政法人に関するアンケートについて

担当所管部署 殿

日本公認会計士協会近畿会
会 長 西 田 隆 行
同 社会公会計委員会
委員長 西 野 裕 久
(担当小委員長 金 志 煥)
大阪市中央区久太郎町 2-4-11
クラボウアネックスビル 2F
TEL : 06-6271-0400
FAX: 06-6271-0415
MAIL: kinkikai@jicpa-knk.ne.jp

地方独立行政法人についての調査ご協力をお願い

拝啓

時下、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本公認会計士協会近畿会社会公会計委員会におきましては、このたび研究活動の一環といたしまして、地方独立行政法人について、設置者である自治体の検討状況の調査分析をして提言を行うことを目的に、現在、皆様の団体に置かれまして取り組まれている状況調査を実施いたしたいと思慮いたしております。

つきましては、ご多忙中まことに勝手ながら、同封いたしました質問にお答えいただき、4月末までに同封の封筒にて返信いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答の結果は当委員会の研究のみに使用し、貴団体名を公表することはありません。また分析結果につきましては、個別名は明らかにしませんが、取りまとめ次第皆様にお役立ていただきますようご連絡させていただきます。

敬具

- A はい
- B いいえ
- C メリット・デメリットがよくわからない
- D その他

()

ではいと答えられた方へ

設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。

(複数回答可)

- A 独立した法人となることで裁量の範囲が広がる
- B 弾力的な予算執行ができる
- C 非公務員となることで人事・給与面において自主的な決定ができる部分がある
- D 新たな業績評価制度の導入により、法人の存続・廃止のアクションがとりやすくなる
- E アカウンタビリティ(説明責任)を明確にすることができる
- F その他

()

でいいえと答えられた方へ

設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。

(複数回答可)

- A 法人化に伴う費用負担が大きい
- B 法人化によって業務量が増大する
- C 資金調達等の制約が厳しくなる(地方公営企業の場合)
- D 法人化により表面的に公務員が削減されたかのように見え、実質的な公務員制度改革が進まなくなる
- E その他

()

地方独立行政法人化にあたっての障害について

地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。

(複数回答可)

- A 首長をはじめ自治体内部での議論が進まない
- B 法人の経営者として適任者が見当たらない
- C 労働組合の反対が強い
- D 法人化によるメリットが感じられない
- E 法人化によるデメリットがあると感じられる
- F その他

()

地方独立行政法人における公認会計士の役割について

地方独立行政法人における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

(複数回答可)

- A 法人化の準備段階から全面的な支援が必要である
- B 財務会計制度を中心に支援が必要である
- C 法人化後に会計監査を担当してもらえばよい
- D できるだけ自主的に取り組む(会計監査もできれば受けたくない)
- E 監事も公認会計士も同じ役割であり、どちらにも期待することは何もない
- F 公認会計士は評価委員として期待している
- G その他

()

現在進められている中での課題等お気づきの点を御自由に記載をお願いします。

ご回答ありがとうございました。

なお、まことに勝手なお願いですが、回答団体、回答部局・部署は必ずご記入下さい。また、今後、ヒアリング等にご協力いただけますならご連絡先をご記入下さい。

回答団体名(必須) :

回答部局・部署名(必須):

回答者名 :

電話番号 :

メールアドレス :

2. アンケート結果

(1) 独立行政法人

問1 独立行政法人の移行について

独立行政法人に移行されたのはいつですか。

	合計	
	回答数	割合
平成 13 年 4 月	19	86.4%
平成 14 年 4 月	2	9.1%
平成 15 年 4 月	1	4.5%
団体数	22	100.0%

問2 独立行政法人化における変化について

) 独立行政法人化で変化した良い点(プラスと感じた点)は何でしょうか。

(複数回答可)

	合計	
	回答数	割合
A 役職員の意識が変わった	11	50.0%
B 業務運営が柔軟に行えるようになった	14	63.6%
C 業務の効率性が向上した	7	31.8%
D 資金使途の自由度が増した	11	50.0%
E 法人の実績や職員の実績を反映させた給与体系を導入した	2	9.1%
F その他	1	4.5%
団体数	22	100.0%

) 独立行政法人化で変化した悪い点(マイナスと感じた点)は何でしょうか。

(複数回答可)

	合計	
	回答数	割合
A 評価制度を導入することが難しい	6	27.3%
B 中期目標・中期計画を作成することが難しい	3	13.6%
C 新しい会計制度に対応することに事務負担がかかる	13	59.1%
D 幹事及び会計監査人監査への対応に負担がかかる	7	31.8%
E 利益の経営努力認定を受けることが難しい	12	54.5%
F 新しい人事制度を構築することが難しい	3	13.6%

G 法人化移行作業の負担が大きい	8	36.4%
H その他	3	13.6%
団体数	22	100.0%

問3 独立行政法人化によるメリット・デメリットについて
独立行政法人化によるメリットとデメリットのどちらが大きいと思われますか。

	合計	
	回答数	割合
A メリット	8	36.4%
B デメリット	3	13.6%
C どちらともいえない	9	40.9%
D その他	0	0.0%
団体数	22	

問4 独立行政法人化のメリットをひとつあげるとしたら何でしょうか。

	合計	
	回答数	割合
A 法人の自主性が高まることで成果志向の業務運営が可能になる	2	9.1%
B 業務の効率性が図られる	2	9.1%
C 企業会計的手法を導入することによりコスト意識が高まる	2	9.1%
D ディスクロージャーの充実が図られる	0	0.0%
E 予算の執行が弾力的になる	3	13.6%
F 法人の業績評価が可能になる	0	0.0%
G インセンティブ制度の導入によって役職員のやりがえる	0	0.0%
H 特に無し	0	0.0%
I その他	0	0.0%
団体数	22	

問5 独立行政法人化のデメリットをひとつあげるとしたら何でしょうか。

	合計	
	回答数	割合
A 法人化前にはなかった業務が義務付けられ、事務作業の負担が多くなる	2	9.1%
B 法人化のための新たな費用負担が多くなる	1	4.5%
C 法人化しても監督官庁への規制・報告はきたい下ほど減らない	1	4.5%

D 会計制度・システムが大きく変わり、現行の制度・システムが使用できない	0	0.0%
E 法人化しても役職員の意識はほとんど変わらない	0	0.0%
F その他	1	4.5%
団体数	22	

問6 独立行政法人化の趣旨について

独立行政法人の趣旨として最もイメージできるものを一つ選んでください。

	合計	
	回答数	割合
A 運営費交付金に代表される弾力的な財務運営	3	13.6%
B 国から分離独立された機関	2	9.1%
C 民間の経営手法(PDCAサイクル等)の導入が可能	2	9.1%
D 説明責任(アカウントビリティ)	5	22.7%
E 事前評価から事後評価へ	4	18.2%
F 行財政改革の一環	5	22.7%
G その他	0	0.0%
団体数	22	

問7 独立行政法人制度の活用について

独立行政法人制度の趣旨が実際に生かされていると思いますか。

	合計	
	回答数	割合
A 十分生かされている	0	0.0%
B 概ね生かされている	11	50.0%
C あまり生かされていない	6	27.3%
D ほとんど生かされていない	1	4.5%
E その他	1	4.5%
団体数	22	

問8 独立行政法人の趣旨の生かし方

独立行政法人の趣旨はどのようにすれば生かされますか。(複数回答可)

	合計	
	回答数	割合
A 監督官庁からの規制はできるだけ少なくする	7	31.8%

B 財監督官庁からの交流人事を極力減らし、プロパーの人材を養成する	1	4.5%
C 運営費交付金の交付の増減については事後評価と連動させる	2	9.1%
D 法人の業績評価について明確な判断基準（ガイドライン）を設定する	4	18.2%
E 法人または個人にインセンティブが働くような制度・仕組みを設定する	6	27.3%
F その他	3	13.6%
団体数	22	100.0%

問9 独立行政法人における公認会計士の役割について

独立行政法人における公認会計士の役割に何を期待しますか。（複数回答可）

	合計	
	回答数	割合
A 財務会計制度の適切な運用への指導	20	90.9%
B 事務職員の研修を通じた能力向上への支援	11	50.0%
C 厳正かつ適正な会計監査	9	40.9%
D 法人のトップに対する会計面での意見具申	6	27.3%
E 不正や重大な誤謬の発見・防止	6	27.3%
F 監事・評価委員への就任	1	4.5%
G 特に期待することはない	0	0.0%
H その他	0	0.0%
団体数	22	100.0%

問10 独立行政法人化の際に新たに発生する費用について

独立行政法人化の際に新たに発生する費用にはどのようなものがありますか。

（複数回答可）

	合計	
	回答数	割合
A 独立行政法人化支援委託費用	13	59.1%
B 財務会計システムの導入費用	21	95.5%
C 出資財産の権利確定及び鑑定評価の費用	18	81.8%
D その他	0	0.0%
団体数	22	100.0%

問 11 独立行政法人化までに要する費用総額について

独立行政法人化までに要する費用総額はどのくらいかかりましたか。

	合計	
	回答数	割合
A 1000万円未満	0	0.0%
B 1000万円以上2000万円未満	2	9.1%
C 2000万円以上3000万円未満	2	9.1%
D 3000万円以上4000万円未満	2	9.1%
E 4000万円以上5000万円未満	1	4.5%
F 5000万円以上	13	59.1%
団体数	22	

問 12 独立行政法人後に新たに発生する費用について

独立行政法人化後に新たに発生する費用のうち上位2つを選んでください。

	合計	
	回答数	割合
A 財務会計システム等の運用費用	21	95.5%
B 評価委員の業績評価対応費用	3	13.6%
C 会計監査人費用	15	68.2%
D 財務諸表の開示に係る費用	0	0.0%
E その他	4	18.2%
団体数	22	100.0%

問 13 独立行政法人後の年間に発生する費用総額について

独立行政法人化後に新たに発生する年間費用はどのくらいかかりましたか。

	合計	
	回答数	割合
A 1000万円未満	5	22.7%
B 1000万円以上2000万円未満	1	4.5%
C 2000万円以上3000万円未満	3	13.6%
D 3000万円以上4000万円未満	1	4.5%
E 4000万円以上5000万円未満	0	0.0%
F 5000万円以上	10	45.5%
団体数	22	

問 14 会計監査人費用について

問 13 のうち会計監査人費用は、どのくらいかかりましたか。

	合計	
	回答数	割合
A 100 万円未満	0	0.0%
B 100 万円以上 300 万円未満	2	9.1%
C 300 万円以上 500 万円未満	7	31.8%
D 500 万円以上 700 万円未満	2	9.1%
E 700 万円以上 1000 万円未満	3	13.6%
F 1000 万円以上	4	18.2%
団体数	22	

(2) 水道事業・交通事業

問 1 地方独立行政法人の関心事について

地方独立行政法人化を検討するうえで、何に関心があるかお教えてください。

(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 他の自治体の取組動向	36	81.8%
B 先行独法の取組状況	11	25.0%
C 国立大学法人化の取組状況	3	6.8%
D 独法化により発生する費用	19	43.2%
E 独法化に要する期間	9	20.5%
F その他	4	9.1%
団体数	44	

問 2 地方独立行政法人への取組状況について

地方独立行政法人法が平成 16 年 4 月 1 日より施行されますが、貴団体における取組状況をお教えてください。

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 平成 16 年 4 月以降早期設立に向けて具体的に準備作業中である	0	0.0%
B 設立の方向で具体的に検討中である	0	0.0%
C 地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない	10	22.7%

D 他の団体の動向や状況を収集している段階である	19	43.2%
E その他	15	34.1%
団体数	44	

問3 地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。
(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもない	6	13.6%
B 事業管理者の責任を明確化し、権限を強化すれば独法制度を採用するまでもない	2	4.5%
C 公務員型の地方独法の場合は、人事制度の改革が行われず成果が望めない	3	6.8%
D 地方独法制度に制約条件が多く、法令の使い勝手が悪い	2	4.5%
E その他	3	6.8%
団体数	44	

問4 地方独立行政法人化によるメリット・デメリットについて
地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A はい	4	9.1%
B いいえ	8	18.2%
C メリット・デメリットがよくわからない	26	59.1%
D その他	3	6.8%
団体数	44	

問5 設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。
(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 独立した法人となることで裁量の範囲が広がる	5	11.4%
B 弾力的な予算執行ができる	4	9.1%
C 非公務員となることで人事・給与面において自主的な決定ができる部分がある	1	2.3%

D 新たな業績評価制度の導入により、法人の存続・廃止のアクションがとりやすくなる	0	0.0%
E アカウンタビリティ(説明責任)を明確にすることができる	1	2.3%
F その他	0	0.0%
団体数	44	

問6 設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。
(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 法人化に伴う費用負担が大きい	1	2.3%
B 法人化によって業務量が増大する	1	2.3%
C 資金調達等の制約が厳しくなる(地方公営企業の場合)	5	11.4%
D 法人化により表面的に公務員が削減されたかのように見え、実質的な公務員改革が進まなくなる	2	4.5%
E その他	1	2.3%
団体数	44	

問7 地方独立行政法人化にあたっての障害について
地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。
(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 首長をはじめ自治体内部での議論が進まない	11	25.0%
B 法人の経営者として適任者が見当たらない	1	2.3%
C 労働組合の反対が強い	11	25.0%
D 法人化によるメリットが感じられない	17	38.6%
E 法人化によるデメリットがあると感じられる	5	11.4%
F その他	9	20.5%
団体数	44	

問8 地方独立行政法人化における公認会計士の役割について

地方独立行政法人化における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

(複数回答可)

	水道・交通合計	
	回答数	割合
A 法人化の準備段階から全面的な支援が必要である	6	13.6%
B 財務会計制度を中心に支援が必要である	11	25.0%
C 法人化後に会計監査を担当してもらえばよい	6	13.6%
D できるだけ自主的に取り組む(会計監査もできれば受けたくない)	3	6.8%
E 監事も公認会計士も同じ役割であり、どちらにも期待することは何もない	1	2.3%
F 公認会計士は評価委員として期待している	5	11.4%
G その他	10	22.7%
団体数	44	

(3) 公立大学

問1 地方独立行政法人の関心事について

地方独立行政法人化を検討するうえで、何に関心があるかお教えてください。(複数

回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 他の自治体の取組動向	6	100.0%
B 先行独法の取組状況	2	33.3%
C 国立大学法人化の取組状況	4	66.7%
D 独法化により発生する費用	5	83.3%
E 独法化に要する期間	2	33.3%
F その他	0	0.0%
団体数	6	100.0%

問2 地方独立行政法人への取組状況について

地方独立行政法人法が平成16年4月1日より施行されますが、貴団体における取組状況をお教えてください。

	大学	
	回答数	割合
A 平成16年4月以降早期設立に向けて具体的に準備作業中である	1	16.7%
B 設立の方向で具体的に検討中である	2	33.3%
C 地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない	0	0.0%
D 他の団体の動向や状況を収集している段階である	1	16.7%
E その他	2	33.3%
団体数	6	100.0%

問3 地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。
(複数回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもない	0	0.0%
B 事業管理者の責任を明確化し、権限を強化すれば独法制度を採用するまでもない	0	0.0%
C 公務員型の地方独法の場合は、人事制度の改革が行われず成果が望めない	0	0.0%
D 地方独法制度に制約条件が多く、法令の使い勝手が悪い	0	0.0%
E その他	0	0.0%
団体数	6	0.0%

問4 地方独立行政法人化によるメリット・デメリットについて

地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。

	大学	
	回答数	割合
A はい	4	66.7%
B いいえ	0	0.0%
C メリット・デメリットがよくわからない	2	33.3%
D その他	0	0.0%
団体数	6	100.0%

問5 設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。
(複数回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 独立した法人となることで裁量の範囲が広がる	4	66.7%
B 弾力的な予算執行ができる	4	66.7%
C 非公務員となることで人事・給与面において自主的な決定ができる部分がある	3	50.0%
D 新たな業績評価制度の導入により、法人の存続・廃止のアクションがとりやすくなる	0	0.0%
E アカウンタビリティ(説明責任)を明確にすることができる	3	50.0%
F その他	1	16.7%
団体数	6	100.0%

問6 設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。
(複数回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 法人化に伴う費用負担が大きい	3	50.0%
B 法人化によって業務量が増大する	1	16.7%
C 資金調達等の制約が厳しくなる(地方公営企業の場合)	0	0.0%
D 法人化により表面的に公務員が削減されたかのように見え、実質的な公務員改革が進まなくなる	0	0.0%
E その他	0	0.0%
団体数	6	100.0%

問7 地方独立行政法人化にあたっての障害について
地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。
(複数回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 首長をはじめ自治体内部での議論が進まない	0	0.0%
B 法人の経営者として適任者が見当たらない	1	16.7%
C 労働組合の反対が強い	0	0.0%

D 法人化によるメリットが感じられない	1	16.7%
E 法人化によるデメリットがあると感じられる	2	33.3%
F その他	1	16.7%
団体数	6	100.0%

問8 地方独立行政法人化における公認会計士の役割について
地方独立行政法人化における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。(複数回答可)

	大学	
	回答数	割合
A 法人化の準備段階から全面的な支援が必要である	1	16.7%
B 財務会計制度を中心に支援が必要である	3	50.0%
C 法人化後に会計監査を担当してもらえばよい	1	16.7%
D できるだけ自主的に取り組む(会計監査もできれば受けたくない)	0	0.0%
E 監事も公認会計士も同じ役割であり、どちらにも期待することは何もない	0	0.0%
F 公認会計士は評価委員として期待している	2	33.3%
G その他	3	50.0%
団体数	6	100.0%

(4) 公立病院、病院所管課

問1 地方独立行政法人の関心事について
地方独立行政法人化を検討するうえで、何に関心があるかお教えてください。(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 他の自治体の取組動向	16	88.9%	3	100.0%	19	90.5%
B 先行独法の取組状況	5	27.8%	2	66.7%	7	33.3%
C 国立大学法人化の取組状況	5	27.8%	0	0.0%	5	23.8%
D 独法化により発生する費用	9	50.0%	2	66.7%	11	52.4%
E 独法化に要する期間	5	27.8%	0	0.0%	5	23.8%
F その他	1	5.6%	0	0.0%	1	4.8%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問2 地方独立行政法人への取組状況について

地方独立行政法人法が平成16年4月1日より施行されますが、貴団体における取組状況をお教えください。

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 平成16年4月以降早期設立に向けて具体的に準備作業中である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
B 設立の方向で具体的に検討中である	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
C 地方独法に魅力がないので当団体で設立の予定はない	5	27.8%	0	0.0%	5	23.8%
D 他の団体の動向や状況を収集している段階である	8	44.4%	2	66.7%	10	47.6%
E その他	5	27.8%	1	33.3%	6	28.6%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問3 地方独立行政法人について、どのような点で魅力がないと考えられますか。(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 組織的な目標管理ができるならば、独法制度を採用するまでもない	3	16.7%	0	0.0%	3	14.3%
B 事業管理者の責任を明確化し、権限を強化すれば独法制度を採用するまでもない	5	27.8%	0	0.0%	5	23.8%
C 公務員型の地方独法の場合は、人事制度の改革が行われず成果が望めない	4	22.2%	1	33.3%	5	23.8%
D 地方独法制度に制約条件が多く、法令の使い勝手が悪い	2	11.1%	1	33.3%	3	14.3%
E その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問4 地方独立行政法人化によるメリット・デメリットについて

地方独立行政法人化によるメリットはあると思われますか。

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A はい	4	22.2%	0	0.0%	4	19.0%
B いいえ	2	11.1%	1	33.3%	3	14.3%
C メリット・デメリットがよくわからない	12	66.7%	0	0.0%	12	57.1%

D その他	0	0.0%	2	66.7%	2	9.5%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問5 設置者として、どのようなところにメリットがあると感じられますか。(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 独立した法人となることで裁量の範囲が広がる	4	22.2%	0	0	4	19.0%
B 弾力的な予算執行ができる	2	11.1%	0	0	2	9.5%
C 非公務員となることで人事・給与面において自主的な決定ができる部分がある	5	27.8%	0	0	5	23.8%
D 新たな業績評価制度の導入により、法人の存続・廃止のアクションがとりやすくなる	3	16.7%	0	0	3	14.3%
E アカウンタビリティ(説明責任)を明確にすることができる	1	5.6%	0	0	1	4.8%
F その他	0	0.0%	0	0	0	0.0%
団体数	18	100.0%	3	1	21	100.0%

問6 設置者として、どのようなところにデメリットがあると感じられますか。(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 法人化に伴う費用負担が大きい	1	5.6%	1	33.3%	2	9.5%
B 法人化によって業務量が増大する	3	16.7%	0	0.0%	3	14.3%
C 資金調達等の制約が厳しくなる(地方公営企業の場合)	6	33.3%	1	33.3%	7	33.3%
D 法人化により表面的に公務員が削減されたかのように見え、実質的な公務員改革が進まなくなる	0	0.0%	1	33.3%	1	4.8%
E その他	1	5.6%	0	0.0%	1	4.8%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問7 地方独立行政法人化にあたっての障害について

地方独立行政法人化にあたってどのような障害があると考えておられますか。(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 首長をはじめ自治体内部での議論が進まない	6	33.3%	0	0.0%	6	28.6%
B 法人の経営者として適任者が見当たらない	5	27.8%	0	0.0%	5	23.8%
C 労働組合の反対が強い	3	16.7%	0	0.0%	3	14.3%
D 法人化によるメリットが感じられない	5	27.8%	2	66.7%	7	33.3%
E 法人化によるデメリットがあると感じられる	2	11.1%	0	0.0%	2	9.5%
F その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%

問8 地方独立行政法人化における公認会計士の役割について

地方独立行政法人化における公認会計士の役割について、どのように考えておられますか。

(複数回答可)

	市立病院		病院所管課		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
A 法人化の準備段階から全面的な支援が必要である	6	33.3%	0	0.0%	6	28.6%
B 財務会計制度を中心に支援が必要である	8	44.4%	1	33.3%	9	42.9%
C 法人化後に会計監査を担当してもらえればよい	2	11.1%	0	0.0%	2	9.5%
D できるだけ自主的に取り組む(会計監査もできれば受けたくない)	1	5.6%	0	0.0%	1	4.8%
E 監事も公認会計士も同じ役割であり、どちらにも期待することは何もない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
F 公認会計士は評価委員として期待している	2	11.1%	0	0.0%	2	9.5%
G その他	2	11.1%	2	66.7%	4	19.0%
団体数	18	100.0%	3	100.0%	21	100.0%